

安城市外郭団体見直し指針

平成24年5月9日

1 策定の趣旨

本市における外郭団体は、市民ニーズの多様化、高度化に柔軟に対応するために設立されたもので、公的サービスを安定的に提供する上で、重要な役割を担っている。

しかしながら、近年の経済不況を背景とした厳しい財政状況や、公的分野の担い手の多様化、民間活力の積極的活用、公益法人制度改革など市と外郭団体のあり方を見直す必要が生じてきている。

このことから、平成23年6月から新たにスタートした第5次行政改革大綱アクションプランに外郭団体の改善を掲げ、外郭団体の存在意義や役割、事業内容などを見直しするため、「安城市外郭団体見直し指針」（以下、「本指針」という。）を策定する。

本指針に基づき、本市の適切な関与のあり方と外郭団体自らが改善すべき事項を明らかにし、団体が主体的、自立的な経営体制を築くことができるよう取り組んでいく。

2 対象となる外郭団体

本指針において、外郭団体とは、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 本市が資本金等の25%以上を出資、出捐している団体
- (2) 本市が団体運営のため1億円以上の財政支援を継続的に行っている団体

【対象団体】

(単位：千円)

団体名	出資等の額	出資等の割合	補助金の当初 予算額 (H24)	指定管理料等の 当初予算額 (H24)
三河安城駐車場 株式会社	225,600	47%	—	—
財団法人 安城都市農業振興協会	70,500	69.8%	—	指定管理料 332,000
社会福祉法人 社会福祉協議会	30,800	100%	231,948	指定管理料 469,707 委託料 131,654
安城市施設管理協会	—	—	116,800	委託料 782,253

※安城市土地開発公社は、出資金10,000千円(100%)となっているが、5年以上保有している土地はなく、市の代行買収を行っているのみの団体であるため対象外とする。

3 取組期間

平成24年度から平成27年度の4年間とする。

4 市の関与のあり方

外郭団体（以下、「団体」という。）が主体的、自立的な経営体制を築けるように、団体に対する財政支援及び人的支援など、市の関与のあり方を次の視点で見直すものとする。

（1）公共性の視点

設立目的に即した事業展開が図られているか、また、廃止・撤退した場合に行政サービスの提供に支障が生じるかを検討する。

（2）効率性の視点

事業目的を達成するために、市や他の民間団体が行うより効果的、効率的に市民サービスの向上が図られているのかを検討する。

（3）自主自立の視点

設立目的を達成するために、市からの委託事業の実施にとどまらず、自主事業を実施し、自己責任において行政から独立した公共的な事業を展開しているか。また、市の委託料、補助金のみに依存せず独自財源を確保しつつ、自立した経営が進められているか。さらに、必要な人材を必要に応じて柔軟に確保できているかを検討する。

5 団体を見直す方向

団体の見直しを検討する方向性は、次のとおりとする。

（1）継続（市の関与の適正化）

ア 事業について

団体に委託している事業、市の補助金で実施している事業は、費用対効果の観点から事業内容を見直し、市民ニーズが低い事業などの廃止・継続について検討する。

イ 人的支援について

市と連携しながら事業を円滑に推進するため、団体の実情に応じて市職員を派遣している場合もあるが、団体の自主性、自立性を向上するために派遣職員の見直しを行う。

ウ 財政的支援について

運営目的の補助金等については、補助目的と対象事業の適合性や費用対効果、団体活用の必要性について見直しを行う。

(2) 継続（団体の経営改善）

団体の課題に対して、取組の例として以下の項目等について検討を行うように支援する。

ア 事業の効率化

外部委託の実施や市民協働など、事業実施方法の見直しにより効率化を図る。

イ 事業の評価制度の導入

満足度調査、成果指標などを活用した自己評価など事業の評価方法を検討する。

ウ 組織の簡素化

社会経済情勢に的確に対応していくため、業務内容、業務量に応じた簡素で効率的な執務体制となるよう組織の見直しを図る。

エ 経営責任の明確化

役職員への民間人及びプロパー職員の登用などを進め、市に依存しない経営体制を確立し、経営責任を明確化する。

オ 多様な人材の活用

団体の目的や業務内容に相応しい人材を積極的に活用するため公募制度や外部人材の登用などを多様な人材の活用を検討する。

カ 透明性の確保

団体の運営について、説明責任を果たせるよう、団体の経営や組織について透明性を確保するための方策を検討する。

キ 個人情報保護

業務に関して取得した個人情報の適切な管理体制を検討する。

(3) 廃止・縮小・撤退

各団体の状況が、以下の場合と判断した場合は、市の方向性を示し、速やかに必要な条件整備を検討していく。

ア 設立目的を既に達成している。

イ 民間等の団体に委ねたほうがよい。

ウ 経営改善が見込めない。

6 見直しの手順

(1) 本指針を各団体に提示する。

(2) 各団体及び所管課は、指針を踏まえた経営状況の点検を行う。

(3) 所管課及び関係課は、経営状況の点検結果を踏まえて、団体への関与のあり方を検討する。

(4) 団体ごとの見直し方針を作成する。

- (5) 所管課は、市の関与を見直すプランを作成する。
- (6) 各団体は、方針を踏まえた見直しプランを作成し、所管課に提出する。
- (7) 団体ごとの経営改善計画（平成 24 年度～平成 27 年度）を作成する。

7 経営改善計画の推進体制

- (1) 市は、経営改善計画策定及び推進（以下、「計画推進等」という。）にあたっては、団体の自主性、独立性に配慮しながら、取り組む。
- (2) 所管課は、団体の経営状況を的確に把握するとともに、計画推進等について、団体及び庁内の調整を行う。
- (3) 計画推進等は、人事課、企画政策課、経営管理課、財政課及び所管課で行い、総合調整は、経営管理課で行うこととする。また、安城市行政改革推進委員会において、経営改善計画の進捗状況について、継続的な点検・評価を行うものとする。